

## 「 - 会社とその取締役の利益相反 その① - 」

会社が担保提供者又は債務者となって根抵当権設定契約を締結する場合に、利益相反行為に該当するか否か、主なパターンは、次の表のとおりです。(○：該当する ×：該当しない)

利益相反行為に該当する場合は、取締役会のある株式会社においては、取締役会の承認、取締役会のない株式会社においては株主総会の承認が必要です。

	債 務 者	担 保 提 供 者	結 果
①	乙会社の取締役 又は 代表取締役	乙会社	○
②	甲会社 (代取A)	乙会社 (代取A)	○
③	甲会社 (代取A)	乙会社 (代取B) (取締役A)	○
④	甲会社 (代取A) (取締役B) (取締役C)	乙会社 (代取B) (取締役C) (取締役D)	×

今月の一言  
by 平井

未成年者と親権者が利益相反の場合は、特別代理人を選任するのに対し、会社とその取締役が利益相反の場合は、株主総会または取締役会の承認を得ます。

\*\*\* 田尻司法書士事務所 \*\*\*

「謄本取得のご依頼にも、迅速に対応いたします」

不動産登記・相続・遺言・会社法人登記・成年後見・

裁判所提出書類作成・簡裁代理

京都市西京区山田四ノ坪町1番地6 (西京区役所西入すぐ)

TEL : 075-393-1550

FAX : 075-393-1568

『 事務所メインURL : <http://ts-shihoushoshi.com/> 』

『 相続・遺言専門URL : <http://ts-yuigon-souzoku.com/> 』

代表 司法書士 田尻世津子

司法書士 新川 元貴 (行政書士、AFP)

司法書士 平井 亘

スタッフ 野崎、森、吉岡